

福岡県公報

令和 8 年 2 月 20 日
第 672 号

目次

告示 (第77号 - 第84号)

○解除に係る保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	1
○保安林指定施業要件の変更予定通知の掲示	(農山漁村振興課)	1
○農業振興地域の区域の変更	(水田農業振興課)	2
○廃棄物が地下にある土地の区域の指定	(廃棄物対策課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6

公告

○港湾計画の変更の概要	(港湾課)	6
○臨港地区区分の変更	(港湾課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課)	7

公安委員会

○福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部警務課)	7
○福岡県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部警務課)	7
○警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活保安課)	8
○警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活保安課)	9
○警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活保安課)	12
○意見募集の結果の公示	(警察本部生活保安課)	14

○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (警察本部生活保安課)14

再掲

○福岡県 (警察官 A (男性)・警察官 A (女性)・警察官 A (武道指導)・警察官 B (男性)・警察官 B (早期採用男性)・警察官 B (女性)・警察官 B (早期採用女性)・警察官 C・警察官社会人経験者 A・警察官社会人経験者 B) 採用試験の施行	(人事委員会事務局任用課)	15
○衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の届出事項の異動	(行財政支援課)	22
○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額の訂正	(行財政支援課)	22

告示

福岡県告示第77号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和 8 年 2 月 20 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 解除に係る保安林の所在場所
福岡市西区小戸三丁目1859の3
- 保安林として指定された目的
風害の防備
- 解除の理由
指定理由の消滅

福岡県告示第78号

保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知 (令和 8 年 1 月福岡県告示第37号) に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、

森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定通知の内容を、当該保安林の属する宮若市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 8 年 2 月 20 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 掲示場所及び所在が不分明な者の氏名

宮若市役所

笠クミ子、藤久子、八幡神社

2 通知の要旨

(1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。

(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和 8 年 1 月 福岡県告示第37号によること。

福岡県告示第79号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、農業振興地域の指定（昭和52年12月福岡県告示第1616号）により指定した広川農業振興地域の区域を次のように変更するので、同条第 2 項において準用する同法第 6 条第 5 項の規定により公告する。

なお、その関係図面は、福岡県農林水産部水田農業振興課及び福岡県筑後農林事務所農山村振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和 8 年 2 月 20 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 農業振興地域名

広川地域

2 変更後の農業振興地域の範囲

次の図面の斜線部分に該当する土地の区域

農業振興地域の区域を示した図面
(広川町)

凡例	行政区域	
	農業振興地域の区域	
	今回編入する区域	

久留米市

筑後市

八女市



福岡県告示第80号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）
第15条の17第1項の規定に基づき、次のように廃棄物が地下にある土地の区域を指定区
域として指定する。

令和8年2月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定する区域

八女郡広川町大字水原字小豆洗3898番、3901番3、3901番4、3904番、3905番、
3906番、3910番1、3911番、3912番及び3914番並びに八女市本字椎木谷2070番2及び
2070番4のうち、別紙の埋立範囲に該当する区域

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2の
規定による埋立地の区分

法第9条の3第11項において読み替えて準用する法第9条第5項の確認を受けて廃
止された一般廃棄物の最終処分場に係る埋立地



図面名称	現況平面図
所在地番	八女郡広川町大字水原字小豆茶3898, 3901-3, 3901-4, 3904, 3905, 3906, 3910-1, 3911, 3912, 3914, 八女市本字権本台2070-2, 2070-4

福岡県告示第81号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年2月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和8年2月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	瑞梅寺池田線	糸島市潤一丁目193番2先から 糸島市潤一丁目197番3先まで

福岡県告示第82号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和8年2月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直方	県道	直方橋線	前	直方市大字上頓野2121番9先から 直方市大字上頓野2606番9先まで	11.0 ～ 39.4	520.0
			後	直方市大字上頓野2121番9先から 直方市大字上頓野2606番9先まで	11.0 ～ 25.0	520.0

福岡県告示第83号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令

和8年2月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和8年2月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	直方橋線	直方市大字上頓野2121番9先から 直方市大字上頓野2606番9先まで

福岡県告示第84号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和8年2月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直方	県道	直方橋線	前	鞍手郡鞍手町大字中山2107番3先から 鞍手郡鞍手町大字中山2109番1先まで	17.0 ～ 47.0	104.0
			後	鞍手郡鞍手町大字中山2107番3先から 鞍手郡鞍手町大字中山2109番1先まで	17.0 ～ 52.0	104.0

公 告

公告

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第11項の規定に基づき、苅田港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

令和8年2月20日

苅田港港湾管理者 福岡県

代表者 福岡県知事 服部 誠太郎

1 港湾計画の変更の概要

苅田港港湾計画（昭和49年運輸省告示第281号によりその概要を公示し、令和6年3月19日福岡県公報第480号等により港湾計画の変更の概要を公告した。）について、変更した事項は、次のとおりである。

「チ 土地利用計画」の変更

地区名	面積（ヘクタール）	用 途	備 考
新松山	13	港湾関連用地	既定計画の変更
	83	工業用地	既定計画の変更

2 港湾計画の縦覧の場所

- 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県県土整備部港湾課
- 京都郡苅田町港町29番地 福岡県苅田港務所

公告

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定に基づき、臨港地区内の分区を変更したので、次のとおり公告し、その関係図書を公衆の閲覧に供する。

令和8年2月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 変更に係る臨港地区の名称

北九州広域都市計画臨港地区

2 変更に係る分区の種類

商港区及び工業港区

3 分区を変更した土地の区域

京都郡苅田町新松山二丁目1番の一部

4 閲覧場所

- 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県県土整備部港湾課
- 京都郡苅田町港町29番地 福岡県苅田港務所

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和8年2月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

飯塚市花瀬字イシキ173番1、174番1、175番3、186番1、186番2、186番3、187番1、188番1及び188番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岡山県倉敷市西中新田297番地1

大黒天物産株式会社

代表取締役 大賀 昌彦

公安委員会

福岡県公安委員会規則第1号

福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年2月20日

福岡県公安委員会

福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

福岡県警察の組織に関する規則（平成6年福岡県公安委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第46条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 警備犯罪の捜査の適正の確保に関すること。

附 則

この規則は、令和8年3月3日から施行する。

福岡県公安委員会規則第2号

福岡県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布

する。

令和 8 年 2 月 20 日

福岡県公安委員会

福岡県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

福岡県警察職員の配置定員に関する規則（昭和 4 6 年福岡県公安委員会規則第 8 号）

の一部を次のように改正する。

第 2 条各号を次のように改める。

(1) 警察本部

警察官 4,024人

警察行政職員 578人

(2) 警察署

警察官 7,170人

警察行政職員 327人

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

福岡県公安委員会告示第29号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和 8 年 2 月 20 日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

交通誘導警備業務 2 級

2 検定の実施日、時間及び場所

実 施 日	実 施 時 間	実 施 場 所
令和 8 年 6 月 2 日（火）	午前 9 時 00 分から 午後 6 時 00 分までの間	北九州市門司区小森江三丁目 9 番 1 号 福岡県警察警備員教育センター
予備日 令和 8 年 6 月 3 日（水）		

※ 上記表の実施時間中、午前 9 時 00 分から午前 9 時 30 分までの間を受付時間とし、午前 9 時 30 分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

15 名

※ ただし、15 名を超える受検申請があった場合は、予備日に追加実施することとする。

予備日の受検定員にあっても 15 名とする。

4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5 枝択一式 20 問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90 パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 事前（電話）受付期間

ア 受付日

令和 8 年 4 月 20 日（月）及び同年 4 月 21 日（火）

- イ 受付時間
午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間
- (2) 受検申請手続期間
事前（電話）申込日又はその翌日の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間
- (3) 受検申請手続場所
ア 住所地を管轄する警察署
イ 営業所を管轄する警察署
- (4) 必要書類
ア 必須書類
(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第 1 号）1 通
(イ) 写真 2 枚（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
イ 必要に応じて添付すべき書類
(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合
住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）
(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合
営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）
- (5) 検定手数料
14,000 円
※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。
また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。
- (6) 申請方法
ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず 7(1)の事前（電話）受付期間内に、受付専用電話（080-4059-9319）に電話して事前申込み（1 電話につき 1 名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

る。

- ※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。
- イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間に、7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。
- ※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。
- ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、7(2)の受検申請手続期間（2 日間）内に受検申請手続を行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。
- エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。
- 8 成績証明書の交付
学科試験及び実技試験ともに合格（90 パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。
- 9 その他
(1) 検定当日は、受検票、筆記用具、警笛及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。
(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第 23 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日を除く毎日、午前 9 時 00 分から午後 5 時 45 分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話 092（641）4141 内線 3173、3174）に対して行うこと。
(3) 検定申請書（検定規則別記様式第 1 号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。
(4) 福岡県領収証紙の売りさばき所については、福岡県庁のホームページで確認することができる。

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和 8 年 2 月 20 日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

- (1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 1 級
- (2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 2 級

2 検定の実施日、時間及び場所

- (1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 1 級

実施日	実施時間	実施場所
令和 8 年 6 月 11 日（木）	午前 9 時 00 分から午後 6 時 00 分までの間	北九州市門司区小森江三丁目 9 番 1 号 福岡県警察警備員教育センター

- (2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 2 級

実施日	実施時間	実施場所
令和 8 年 6 月 12 日（金）	午前 9 時 00 分から午後 6 時 00 分までの間	北九州市門司区小森江三丁目 9 番 1 号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記各表の実施時間中、午前 9 時 00 分から午前 9 時 30 分までの間を受付時間とし、午前 9 時 30 分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

- (1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 1 級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について 2 級の検定に係る合

格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が 1 年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

- (2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 2 級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5 枝択一式 20 問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90 パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

- (1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 1 級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 核燃料物質等危険物に関すること。

(エ) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(オ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。

(カ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。

(ウ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

- (2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 2 級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

- (イ) 法令に関すること。
 - (ウ) 核燃料物質等危険物に関すること。
 - (エ) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
 - (オ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- イ 実技試験
- (ア) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
 - (イ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 事前（電話）受付期間

ア 受付日

令和8年4月20日（月）及び同年4月21日（火）

イ 受付時間

午前9時00分から午後4時00分までの間

(2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間

(3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

(4) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(ウ) 1級の受検資格を疎明する、以下のいずれかの書類（1級検定受検希望者に限る。）

a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当

該種別の合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）

b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(5) 検定手数料

16,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず7(1)の事前（電話）受付期間内に、受付専用電話（080-4059-9319）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間に、7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、7(2)の受検申請手続期間（2日間）

内に受検申請手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話092（641）4141内線3173、3174）に対して行うこと。
- (3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。
- (4) 福岡県領収証紙の売りさばき所については、福岡県庁のホームページで確認することができる。

福岡県公安委員会告示第31号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和8年2月20日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

- (1) 雑踏警備業務1級
- (2) 雑踏警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

- (1) 雑踏警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
令和8年6月16日（火）	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

(2) 雑踏警備業務2級

実施日	実施時間	実施場所
令和8年6月17日（水）	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

(1) 雑踏警備業務1級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 雑踏警備業務2級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行

わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 雑踏警備業務 1 級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 雑踏警備業務 2 級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 事前（電話）受付期間

ア 受付日

令和 8 年 4 月 20 日（月）及び同年 4 月 21 日（火）

イ 受付時間

午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間

(2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日又はその翌日の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間

(3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

(4) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第 1 号）1 通

(イ) 写真 2 枚（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(ウ) 1 級の受検資格を疎明する、以下のいずれかの書類（1 級検定受検希望者に限る。）

a 検定を受けようとする警備業務の種別の 2 級検定合格証明書の写し及び当該種別の合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）

b 検定規則第 8 条第 2 号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1 級検定受検資格認定書）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(5) 検定手数料

13,000 円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず7(1)の事前（電話）受付期間内に、受付専用電話（080-4059-9319）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間に、7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、7(2)の受検申請手続期間（2日間）内に受検申請手続を行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）

第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分ま

での間、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話092（641）4141内線3173、3174）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。

(4) 福岡県領収証紙の売りさばき所については、福岡県庁のホームページで確認することができる。

福岡県公安委員会告示第33号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく処分基準の一部改正（案）について、令和7年12月25日から令和8年1月23日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第41条第1項の規定に基づき、その結果を告示する。

令和8年2月20日

福岡県公安委員会

1 処分基準の題名

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく処分基準

2 処分基準の改正の日

令和8年2月20日

3 意見公募手続の結果

意見は提出されなかったため、原案のとおり処分基準の改正をすることとした。

4 関連資料

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活保安課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第34号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく処分基準の一部改正を行ったので、同条例第41条第5項の規定に基づき、次のように告示する。

令和8年2月20日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

当該改正は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の一部が改正されたこと等に伴い、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく処分基準の一部を改正したものであるが、その内容は、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更であり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

2 基準の改正の日

令和8年2月20日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活保安課に備え置く。

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第5条第1項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

公告

福岡県（警察官A（男性）・警察官A（女性）・警察官A（武道指導）・警察官B（男性）・警察官B（早期採用男性）・警察官B（女性）・警察官B（早期採用女性）・警察官C・警察官社会人経験者A・警察官社会人経験者B）採用試験を別表のとおり施行する。

令和8年2月6日

福岡県人事委員会委員長 馬場 貞 仁

令和 8 年度福岡県警察官採用試験

回数	試験の種類 試験区分	受験資格	試験日		試験種目	試験地	合格発表		受付期間	受験案内等の配布場所	試験の申込先	試験の特例等	その他
							発表日	発表の方法					
第 222 回	警察官 A (男性)	平成 8 年 4 月 2 日以降に生まれた男性で、大学の卒業者又は大学を令和 9 年 3 月までに卒業見込みの者	第 1 次	5 月 10 日	教養試験 論文試験	福岡市	第 1 次	6 月中旬	令和 8 年 3 月 17 日から 令和 8 年 4 月 20 日まで	①福岡県警察本部警務課 ②福岡県内の各警察署 ③東京、大阪の各福岡県事務所	福岡県警察本部警務課	特例① 第 222 回警察官 A (男性) 及び第 226 回警察官 B (男性) に限り、第 1 志望又は第 2 志望として次の都府県を選択することができる。 千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県	これらの試験の問合せは、福岡県警察本部警務課にを行うこと。 各試験の詳細については、別に受験案内を交付する。
				5 月 6 日 上下旬	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市							
				6 月 7 日 上下旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市							
	警察官 A (女性)	平成 8 年 4 月 2 日以降に生まれた女性で、大学の卒業者又は大学を令和 9 年 3 月までに卒業見込みの者	第 1 次	5 月 10 日	教養試験 論文試験	福岡市	第 1 次	6 月中旬				特例② 第 222 回警察官 A (男性・女性) と第 224 回警察官 C、第 225 回警察官 A (男性・女性) と第 227 回警察官 C において、それぞれの受験資格を有する者は、双方の受験申込みを行い、受験することができる。この場合、共通する試験種目の試験結果を兼用することができる。	
				5 月 6 日 上下旬	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市							
				6 月 7 日 上下旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市							
	警察官 A (武道指導)	次のいずれにも該当する者 ①平成 8 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、大学の卒業者又は大学を令和 9 年 3 月までに卒業見込みの者 ②受験申込日現在、柔道又は剣道の段位が 3 段以上の者で、全日本柔道連盟又は全日本剣道連盟等が行う競技会において一定の成績をあげた者	第 1 次	5 月 10 日	教養試験 論文試験 体力検査 実技試験 人物試験 身体測定	福岡市	第 1 次	6 月中旬				特例③ 第 225 回警察官 A (男性・女性・武道指導)、第 226 回警察官 B (男性・女性) 及び第 227 回警察官 C の受験申込みを行った者は、第 228 回警察官社会人経験者 A 又は第 229 回警察官社会人経験者 B の受験申込み	
				6 月 7 日 上下旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市							

第 回	警察官B (早期採用男性)	平成8年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた男性 ただし、大学の卒業者又は大学を令和9年3月までに卒業見込みの者及び受験申込日現在、高等学校に在学中の者を除く。	第1次	5月10日	教養試験 作文試験	福岡市	第1次	6月中旬
				5月6日 5月7日 5月8日 5月9日 5月10日 5月11日 5月12日 5月13日 5月14日 5月15日 5月16日 5月17日 5月18日 5月19日 5月20日 5月21日 5月22日 5月23日 5月24日 5月25日 5月26日 5月27日 5月28日 5月29日 5月30日 5月31日	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市		
			第2次	6月7日 6月8日 6月9日 6月10日 6月11日 6月12日 6月13日 6月14日 6月15日 6月16日 6月17日 6月18日 6月19日 6月20日 6月21日 6月22日 6月23日 6月24日 6月25日 6月26日 6月27日 6月28日 6月29日 6月30日	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市		
第 回	警察官B (早期採用女性)	平成8年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた女性 ただし、大学の卒業者又は大学を令和9年3月までに卒業見込みの者及び受験申込日現在、高等学校に在学中の者を除く。	第1次	5月10日	教養試験 作文試験	福岡市	第1次	6月中旬
				5月6日 5月7日 5月8日 5月9日 5月10日 5月11日 5月12日 5月13日 5月14日 5月15日 5月16日 5月17日 5月18日 5月19日 5月20日 5月21日 5月22日 5月23日 5月24日 5月25日 5月26日 5月27日 5月28日 5月29日 5月30日 5月31日	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市		
			第2次	6月7日 6月8日 6月9日 6月10日 6月11日 6月12日 6月13日 6月14日 6月15日 6月16日 6月17日 6月18日 6月19日 6月20日 6月21日 6月22日 6月23日 6月24日 6月25日 6月26日 6月27日 6月28日 6月29日 6月30日	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市		
第 回	警察官C 経 済 学 語 学 (英語) 語 学 (中国語) 語 学 (韓国語) 情報工学	次のいずれかに該当する者 ①平成8年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者 ②平成17年4月2日以降に生まれた者で大学の卒業者又は大学を令和9年3月までに卒業見込みの者	第1次	5月10日	教養試験 専門試験 論文試験	福岡市	第1次	6月中旬
				5月6日 5月7日 5月8日 5月9日 5月10日 5月11日 5月12日 5月13日 5月14日 5月15日 5月16日 5月17日 5月18日 5月19日 5月20日 5月21日 5月22日 5月23日 5月24日 5月25日 5月26日 5月27日 5月28日 5月29日 5月30日 5月31日	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市		
			第2次	6月7日 6月8日 6月9日 6月10日 6月11日 6月12日 6月13日 6月14日 6月15日 6月16日 6月17日 6月18日 6月19日 6月20日 6月21日 6月22日 6月23日 6月24日 6月25日 6月26日 6月27日 6月28日 6月29日 6月30日	専門試験 人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市		

を行い、受験することができない。

第 回	警察官A (男性)	平成8年4月2日以降に生まれた男性で、大学の卒業 者又は大学を令和9年3月 までに卒業見込みの者	第1次	9 月 20 日	教養試験 論文試験	福岡市	第1次	10 月 下 旬	福岡県警察 採用サイトに掲載す る。最終合格者 には本人に 通知する。	令和8年7月 30日から 令和8年8月 26日まで
				10 10 月 月 上 下 旬 旬 }	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市				
			第2次	11 11 月 月 上 下 旬 旬 }	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市				
	警察官A (女性)	平成8年4月2日以降に生 まれた女性で、大学の卒業 者又は大学を令和9年3月 までに卒業見込みの者	第1次	9 月 20 日	教養試験 論文試験	福岡市	第1次	10 月 下 旬		
				10 10 月 月 上 下 旬 旬 }	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市				
			第2次	11 11 月 月 上 下 旬 旬 }	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市				
警察官A (武道指導)	次のいずれにも該当する者 ①平成8年4月2日以降に 生まれた者で、大学の卒業 者又は大学を令和9年3月 までに卒業見込みの者 ②受験申込日現在、柔道又 は剣道の段位が3段以上の 者で、全日本柔道連盟又は 全日本剣道連盟等が行う競 技会において一定の成績を あげた者	第1次	9 月 20 日	教養試験 論文試験 体力検査 実技試験 人物試験 身体測定	福岡市	第1次	10 月 下 旬			
		第2次	11 11 月 月 上 下 旬 旬 }	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市			最終	12 月 下 旬	

第 226 回	警察官B (男性)	平成8年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた男性 ただし、大学の卒業者又は大学を令和9年3月までに卒業見込みの者を除く。	第1次	9月20日	教養試験 作文試験	福岡市	第1次	10月下旬	
				10月10日 10月10日 上下旬	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市			
			第2次	11月11日 11月11日 上下旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市			最終
	警察官B (女性)		平成8年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた女性 ただし、大学の卒業者又は大学を令和9年3月までに卒業見込みの者を除く。	第1次	9月20日	教養試験 作文試験	福岡市	第1次	10月下旬
					10月10日 10月10日 上下旬	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市		
				第2次	11月11日 11月11日 上下旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市		
第 227 回	警察官C 経済学 語学(英語) 語学(中国語) 語学(韓国語) 情報工学	次のいずれかに該当する者 ①平成8年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者 ②平成17年4月2日以降に生まれた者で大学の卒業者又は大学を令和9年3月までに卒業見込みの者		第1次	9月20日	教養試験 専門試験 論文試験	福岡市	第1次	10月下旬
					10月10日 10月10日 上下旬	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市		
				第2次	11月11日 11月11日 上下旬	専門試験 人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市		

第 228 回	警察官社会人 経験者A	次のいずれにも該当する者 ①平成3年4月2日以降に 生まれた者で、大学の卒業 者又は大学を令和9年3月 までに卒業見込みの者 ②令和8年6月末日現在民 間企業等における職務経験 を2年以上有する者	第1次	9 月 13 日	基礎能力試験 論文試験	福岡市	第1次	10月 下旬
				10月 10 月 上 旬 下 旬)	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市		
			第2次	11月 11 月 上 旬 下 旬)	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市		
第 229 回	警察官社会人 経験者B	次のいずれにも該当する者 ①平成3年4月2日から平 成21年4月1日までに生 まれた者 ただし、大学の卒業者又は 大学を令和9年3月までに 卒業見込みの者を除く。 ②令和8年6月末日現在民 間企業等における職務経験 を2年以上有する者	第1次	9 月 13 日	基礎能力試験 作文試験	福岡市	第1次	10月 下旬
				10月 10 月 上 旬 下 旬)	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市		
			第2次	11月 11 月 上 旬 下 旬)	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市		

(注1) 地方公務員法第16条に該当する者及び日本国籍を有しない者は、上表の採用試験を受けることができない。

(注2) 上表中「大学」とは、学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。）、防衛大学校、防衛医科大学校、水産大学校、海上保安大学校その他人事委員会が認めるものをいう。

(注3) 警察官社会人経験者A採用試験及び警察官社会人経験者B採用試験の「民間企業等における職務経験」とは、会社員、公務員、自営業者として6ヶ月以上継続して就業すること（1週間の所定労働時間が30時間以上のものに限る。）その他人事委員会が認めるものをいう。

(注4) 第1次試験における「体力検査」、「人物試験」及び「身体測定」は、警察官A（武道指導）及び警察官Cを除き、教養試験または基礎能力試験において一定の基準を満たした者についてのみ実施する。

(注5) 第1次試験における「論文試験」及び「作文試験」は、第2次試験で判定する。

(注6) 上表中「柔道又は剣道の段位」とは、講道館又は全日本剣道連盟が認定する柔道又は剣道の段位をいう。

(注7) 上表中「全日本柔道連盟又は全日本剣道連盟等が行う競技会において一定の成績をあげた者」とは、次のいずれかの成績をあげた者をいう。

種別	競 技 会	成 績	種別	競 技 会	成 績
柔道	全国高校総合体育大会	個人・出場	剣道	全国高校総合体育大会	個人・出場
		団体・出場			団体・出場
	全日本ジュニア柔道体重別選手権大会	個人・出場		全国高校剣道選抜優勝大会	団体・出場
	国民スポーツ大会	団体・出場		国民スポーツ大会	団体・出場
	金鷲旗高校柔道大会	団体・8位以内		玉竜旗高校剣道大会	団体・16位以内
	高校柔道大会（九州、関東など）	個人・4位以内		高校剣道大会（九州、関東など）	個人・8位以内
	ジュニア柔道選手権大会（九州、関東など）	個人・4位以内		都道府県高校剣道大会	個人・8位以内
	都道府県高校柔道大会	個人・2位以内		全日本剣道選手権大会	個人・出場
	国際大会（全日本柔道連盟が全日本の強化選手を指名し、派遣する大会）	個人・出場		全日本女子剣道選手権大会	個人・出場
	全日本柔道選手権大会	個人・出場		全日本学生剣道選手権大会	個人・32位以内
	全日本女子柔道選手権大会	個人・出場		全日本女子学生剣道選手権大会	個人・32位以内
	全日本選抜柔道体重別選手権大会	個人・出場		全日本学生剣道優勝大会	団体・出場
	講道館杯全日本柔道体重別選手権大会	個人・出場		全日本女子学生剣道優勝大会	団体・出場
	全日本学生柔道優勝大会	団体・16位以内		西（東）日本学生剣道大会	団体・16位以内
	全日本学生柔道体重別選手権大会	個人・8位以内		学生剣道優勝大会（九州、関東など）	団体・16位以内
	全日本学生柔道体重別団体優勝大会	団体・16位以内		学生剣道選手権大会（九州、関東など）	個人・16位以内
	柔道選手権大会（九州、関東など）	個人・16位以内			
	学生柔道優勝大会（九州、関東など）	団体・4位以内			
	学生柔道体重別選手権大会（九州、関東など）	個人・4位以内			

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第5条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第3区選挙長告示第4号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第3区において、令和8年1月27日に候補者の届出があった次の者について、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第88条第11項の規定に基づき、異動が生じた旨の届出があった。

令和8年2月6日

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第3区選挙長 一尾泰嗣

異動が生じた候補者		異動が生じた旨の届出年月日	異動が生じた事項	新	旧
届出順位	(候補者届出政党名) 候補者氏名				
1	(日本共産党) はらが 瞳	令和8年 2月6日	一のウェブサイト等の アドレス	https://lit.link/haraga	

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第5条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県選挙管理委員会告示第26号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額について、同法第196条の規定に基づき告示した令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額の告示（令和8年1月福岡県選挙管理委員会告示第8号）の一部を次のとおり改める。

令和8年2月7日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

選挙区	選挙運動に関する支出金額の制限額
福岡県第4区	25,080,200円